2022年５月13日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 カ ー メ イ ト
代表者名　代表取締役社長執行役員　徳田　勝
（コード７２９７・東証スタンダード市場）
問合せ先　執行役員 総務部担当　奥村 英治
電　話　０３－５９２６－１２１１（代表）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年５月13日に開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年６月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が 2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）　変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（２）　変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示） 第１４条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。	＜ 削 除 ＞

現 行 定 款	変　更　案
＜ 新 設 ＞	（電子提供措置等） 第１４条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
＜ 新 設 ＞	（附則） １．現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　2022 年６月 29 日（水）
定款変更の効力発生日　　2022 年６月 29 日（水）

以上